

## 下水道料金体系見直しにおける基本的考え方(案)

- 水道料金用途区分に併せて用途区分を統一。
- 用途区分変更に伴う各施設の影響を抑え、現状維持程度の収入の確保を行うこととし、料金の値上げは最小限に止める。

### 1) 家庭用 4 m<sup>3</sup>以下の取扱いについて

水道料金と同等の扱いとする。

### 2) 料金区分の見直し

- 現行の「営業用又は事業用」「官公署・学校用」を『その他用』に一括する。
  - ・水道事業用途区分との整合性を図る
  - ・「官公署・学校用」区分での該当施設の縮小に伴う使用水量の減少による見直し。

### 3) 料金の見直し

- 新区分「その他用」で 30 m<sup>3</sup>使用した場合の基本料金について 3,900 円→3,750 円へ改定。
  - ・「営業用又は事業用」区分での影響を抑える。(2%以内)

### 4) ホテル・旅館・民宿用区分の一部見直し

- 層雲峡温泉旅館区分の見直し。
  - ア. 「801人以上」を廃止する。
  - イ. 現行の料金収入を維持するため「451人以上」「301人以上～450人」とする。
  - ウ. 収容人員「30人以下」の区分を設定する。  
(層雲峡地区一部宿泊施設を「営業用又は事業用」としていることから)